

ID: 245

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金等の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第32条		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第32条の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金、その他の費用を軽減、免除、又は延納することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日